

⑩ 厚生労働省・茨城労働局からのお知らせ

年収の壁・支援強化パッケージをご利用ください

問 年収の壁突破・総合相談窓口 TEL 0120-030-045



厚生労働省は、人手不足への対応が急務となる中で、短時間労働者が年収の壁を意識せずに働くことができる環境づくりを支援するため、次の施策に取り組んでいます。

「106万円の壁」への対応

キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」が始まりました。事業主が新たに社会保険の適用を行った場合に、労働者1人当たり最大50万円を助成します。

「130万円の壁」への対応

繁忙期に労働時間を延ばすことなどにより収入が一時的に上がったとしても、事業主がその旨を証明することで引き続き被扶養者認定が可能となりました。

配偶者手当への対応

企業の配偶者手当の見直しが進むように、見直しの手順をフローチャートで示すなど、分かりやすい資料を作成・公表しました。

詳細は右上の二次元コードからご確認ください。

12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です

問 茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8295

厚生労働省では、ハラスメントのない職場づくりを推進するため、年末に向けて業務繁忙等によりハラスメントが発生しやすいと考えられる12月を「ハラスメント撲滅月間」としています。事業主の方は、実効性のあるハラスメント防止対策を講じてください。また、働く人自身も、上司・同僚・部下をはじめ取引先等、仕事をしていく中で関わる人たちをお互いに尊重することで、皆でハラスメントのない職場にしていくことを心がけましょう。

年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう

問 茨城労働局 雇用環境・均等室 TEL 029-277-8294



年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに取り組みましょう。働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にもつながる年次有給休暇の計画的付与制度(※1)や、労働者のさまざまな事情に応じた柔軟な働き方・休み方を促す時間単位の年次有給休暇(※2)の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、この年末年始に向けてご検討ください。詳しくは、右上の二次元コードから「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。か、茨城労働局 雇用環境・均等室にお問い合わせください。

※1 年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば計画的に取得日を割り振ることができる制度です。

※2 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

市ホームページにバナー広告を掲載しませんか。
詳しくは右の二次元コードからご確認ください。

